

窓口負担割合が２割となる方の負担を抑える 配慮措置期間終了のお知らせ

令和４年１０月１日から後期高齢者医療保険の病院等での窓口負担割合が見直されたことにより２割負担となった方について、外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を１か月３千円までに抑える（入院の医療費は対象外）配慮措置期間（制度改正施行後３年間）が「令和７年９月３０日」で終了となります。ご理解いただきますようお願い致します。

【お問い合わせ】

後期高齢者医療の制度改正に係るコールセンター

【電話番号】

0120-117-571（フリーダイヤル）

【対応時間】

午前９時～午後６時

【設置期間】

令和７年７月１日（火）～令和８年３月３１日（火）

※日曜日、祝日、年末年始は除く

大分県後期高齢者医療広域連合